

令和2年度水産関係事業に係る積算基準について

1. 積算基準の取扱い

1) 積算基準の取扱い

兵庫県が実施する水産庁所管の水産関係事業の積算にあたっては、水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」を準用する。

水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」に改定、正誤がある場合については、別途通知する内容について、適用する。

なお、準用にあたっては、一部語句について、下表のとおり読み替える。

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																																				
5. 変更契約の積算 5-1 工事量減量の場合 (以下、省略) 5-2 工事量増量および追加の場合 (以下、省略)	— (適用しない)	【第1部】 p.1-2-45. 契約変更の積算																																																				
公共工事設計労務単価	兵庫県積算単価表	【第1部】 p.2-1-1 2-1-1 労務単価 他																																																				
材料単価は、支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおり、以下の方法で決定する。	材料単価は、以下の方法で決定する。	【第1部】 p.2-1-2 2-2-1 材料単価																																																				
「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」	【第1部】 p.2-1-4 2-3-3 船舶・機械器具等損料 他																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材 料 単 価</td> <td>銭止め</td> <td rowspan="5">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運 転 ・ 供 用 単 価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>銭止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 金 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 総 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 単 価</td> <td>円止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 価 数 量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>有効数字4桁</td> <td>5桁目以降切り上げ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	銭止め	切り捨て	運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	損 料	銭止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め		代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材 料 単 価</td> <td>円止め</td> <td rowspan="5">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運 転 ・ 供 用 単 価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 金 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 総 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 単 価</td> <td>円止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 価 数 量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）</td> <td>切り捨て</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	円止め	切り捨て	運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	損 料	円止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め		代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て	【第1部】 p.2-1-6 2-8-2 代価表 2)代価表の作成
項目	数 位	摘 要																																																				
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																				
材 料 単 価	銭止め	切り捨て																																																				
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め																																																					
損 料	銭止め																																																					
代 価 金 額	円止め																																																					
代 価 総 額	円止め																																																					
代 価 単 価	円止め																																																					
代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																				
施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ																																																				
項目	数 位	摘 要																																																				
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																				
材 料 単 価	円止め	切り捨て																																																				
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め																																																					
損 料	円止め																																																					
代 価 金 額	円止め																																																					
代 価 総 額	円止め																																																					
代 価 単 価	円止め																																																					
代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																				
施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て																																																				
施工パッケージ単価（有効数字4桁、5桁目以降切り上げ）	施工パッケージ単価（1位止め、切り捨て。但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	【第1部】 p.2-1-6 2-8-3 総括表 1)単価																																																				
労務単価は「公共事業の設計等に必要なる労務単価の基準額」による。	労務単価は「兵庫県積算単価表」による。	【第1部】 p.2-2-(4) 7-2-1 直接工事費 3)鋼製魚礁現場組立費																																																				

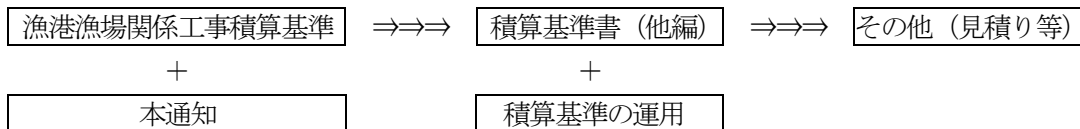
水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																					
4節 その他 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 (以下、省略) 2. 設計変更 (以下、省略)	— (適用しない)	【第1部】 p.2-4-1～p.2-4-3																																					
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁水路部編集の「距離表」または(社)日本海運集会所発行「内航距離表」により算出することを原則とする。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用(積算参考資料I)港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」による。	【第1部】 p.3-4,1-43 3)回航距離の算出 他																																					
②乗船手当は「農林水産省日額旅費支給規則」による。 ただし、供用日数(N _i)が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。	②乗船手当は供用日数(N _i)が、1日未満の場合は計上しない。	【第1部】 p.3-4,1-44 3-8-3-2 回航費の積算 3)運転費の算出 他																																					
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」	【第1部】 p.5-1-12 2-3-6 旅費等の算出 2)旅費等の算出																																					
(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。 (a) 宿泊を要しない場合(普通日額旅費) <table border="1" data-bbox="178 1182 740 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="2">普 通 日 額 旅 費</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合</td> <td></td> <td>546円</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合</td> <td></td> <td>833円</td> <td>731円</td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)</td> <td></td> <td>1,101円</td> <td>972円</td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (b) 宿泊を要する場合(日当) <table border="1" data-bbox="178 1413 740 1473"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>2,037円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,574円</td> </tr> </tbody> </table> 注) 鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道12.5km未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の1/2とする。 ②宿泊費 <table border="1" data-bbox="178 1563 740 1624"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>10,092円</td> <td>9,074円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>8,055円</td> <td>7,222円</td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋、横浜市、京都市および神戸市のうち財務省令で定める地域およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替えて、船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。 ③鉄道料金 イ. 片道50km以上100km未満は普通急行料金を計上する。 ロ. 片道100km以上は特別急行料金を計上する。 ハ. 急行・特急料金は、急行・特急を通行している路線の場合に適用する。 ニ. 急行・特急料金のキ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。	区 分	職 種	普 通 日 額 旅 費		船団長・高級船員	普通船員	行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合		546円	490円	行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合		833円	731円	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)		1,101円	972円	職 種	日 当	備 考	船団長・高級船員	2,037円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	1,574円	職 種	甲 地 方	乙 地 方	備 考	船団長・高級船員	10,092円	9,074円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	8,055円	7,222円	— (適用しない)	【第1部】 p.5-1-13 (3)旅費の算出
区 分			職 種	普 通 日 額 旅 費																																			
	船団長・高級船員	普通船員																																					
行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合		546円	490円																																				
行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合		833円	731円																																				
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)		1,101円	972円																																				
職 種	日 当	備 考																																					
船団長・高級船員	2,037円	金額は、消費税を含まない額である。																																					
普通船員	1,574円																																						
職 種	甲 地 方	乙 地 方	備 考																																				
船団長・高級船員	10,092円	9,074円	金額は、消費税を含まない額である。																																				
普通船員	8,055円	7,222円																																					

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																								
海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、(社)日本海運集会所発行「内航距離表」または海図等により算出する。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」、えい航距離は海図等により算出する。	【第1部】 p.5-1-(9) 5. 回航・えい航距離の算定																								
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」等	【第3部】 p.1-1-2 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2)各構成費目の算定他																								
<p>業務委託料の変更は、官積算を基にして次式により算出する。</p> $\frac{\text{業務価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{変更官積算業務価格}$ <p>変更業務委託料 = 業務価格 × (1 + 消費税率) (落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。 2. 請負額、官積算額は消費税等相当額を含んだ額とする。</p>	業務委託料の変更は、「土木工事標準積算基準書（測量設計委託編）第3編設計業務」によるものとする。	【第3部】 p.1-1-3 2-3 設計変更の積算																								
<p>(2) 日当</p> <p>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。</p> <p>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1310 734 1415"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,407円</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,037円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,574円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない金額である。</p> <p>(3) 宿泊費</p> <p>宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。</p> <table border="1" data-bbox="183 1662 734 1769"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>12,129円</td> <td>10,925円</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>10,092円</td> <td>9,074円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>8,055円</td> <td>7,222円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち財務省令で定める地域およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない金額である。</p> <p>(4) 車中および船中泊</p> <p>旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り乙地方相当の宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p>	職 種	日 当	摘 要	A	2,407円		B	2,037円	C	1,574円	職 種	甲地方	乙地方	摘 要	A	12,129円	10,925円		B	10,092円	9,074円	C	8,055円	7,222円	— (適用しない)	【第3部】 p.1-1-5 4)旅費の算出
職 種	日 当	摘 要																								
A	2,407円																									
B	2,037円																									
C	1,574円																									
職 種	甲地方	乙地方	摘 要																							
A	12,129円	10,925円																								
B	10,092円	9,074円																								
C	8,055円	7,222円																								

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																										
<p>(5) 滞在日額旅費 目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="177 443 743 544"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td>8,509円/日</td> <td>8,509円/日</td> <td>6,861円/日</td> <td>1～29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td>7,648円/日</td> <td>7,648円/日</td> <td>6,175円/日</td> <td>30～59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>6,805円/日</td> <td>6,805円/日</td> <td>5,490円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(6) 鉄道料金は、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="177 633 743 723"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>急 行 ・ 特 急 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="3">片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 急行・特急料金は、急行・特急を運行している路線の場合に適用する。 2. 急行・特急料金のキロ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。</p>	職種	A	B	C	摘要	30日未満	8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1～29日 29日間	30日以上60日未満	7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30～59日 30日間	60日以上	6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日		職 種	急 行 ・ 特 急 料 金	A	片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。	B	C	<p>— (適用しない)</p>	<p>【第3部】 p.1-1-6</p>
職種	A	B	C	摘要																								
30日未満	8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1～29日 29日間																								
30日以上60日未満	7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30～59日 30日間																								
60日以上	6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日																									
職 種	急 行 ・ 特 急 料 金																											
A	片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。																											
B																												
C																												
<p>「公共工事設計労務単価」等</p>	<p>「兵庫県積算単価表」等</p>	<p>【第3部】 p.2-1-2 (1) 人件費 (2) 賃金</p>																										
<p>支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）</p>	<p>「兵庫県積算単価表」等</p>	<p>【第3部】 p.2-1-2 (2) 材料費 他</p>																										
<p>「船舶および機械器具等の損料算定基準」および「測量器械損料」</p>	<p>「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等</p>	<p>【第3部】 p.2-1-2 (3) 機械経費 (2) 機械器具損料 他</p>																										
<p>「船舶および機械器具等の損料算定基準」</p>	<p>「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等</p>	<p>【【第3部】p.2-5-2 2-2-1 調査業務費 (3) 直接経費 (2) 機械器具損料</p>																										

2) 積算基準の優先順位

上記によることが現場条件などから不適當な場合には、実績、県積算基準書（他編）、見積り等を参考として決定すること。



2. 水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」の改定および正誤について

次頁以降に記載の内容について適用する。

掲 載 頁	水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	本県の積算に適用する正誤（令和2年10月1日適用）	コメント
第3章 直接工事費の施工単価 15節 魚礁工 P3-15-7	2-2-3-2 施工歩掛 1) 部材運搬 (1) 部材運搬車両機種・規格の選定 部材の高さ、幅、長さ等により荷姿を想定し適合する機種・規格を選定する。 部材の運搬でトラック運搬する場合、長さの限度は荷台の長さとその1割を加えたものとする。 (2) 運搬車両所要台数 運搬車両所要台数は、積載質量、部材の荷姿等を考慮し、決定する。 (3) 部材1t当り運搬費 $\text{部材1t当り運搬費（円/t）} = \frac{\text{運搬車両所要台数（台）} \times \text{貨物自動車による運搬費（円/台）}}{\text{搬入部材質量（t）}}$ 貨物自動車による運搬費は、 <u>各運輸局の認可した「一般区域貨物自動車運送事業運賃料金表」</u> により積算する。	2-2-3-2 施工歩掛 1) 部材運搬 (1) 部材運搬車両機種・規格の選定 部材の高さ、幅、長さ等により荷姿を想定し適合する機種・規格を選定する。 部材の運搬でトラック運搬する場合、長さの限度は荷台の長さとその1割を加えたものとする。 (2) 運搬車両所要台数 運搬車両所要台数は、積載質量、部材の荷姿等を考慮し、決定する。 (3) 部材1t当り運搬費 $\text{部材1t当り運搬費（円/t）} = \frac{\text{運搬車両所要台数（台）} \times \text{貨物自動車による運搬費（円/台）}}{\text{搬入部材質量（t）}}$ 貨物自動車による運搬費は、 <u>積算基準5-2-6に示す「一般貨物運送事業の貸切り運賃」</u> により積算する。	字句の修正

掲 載 頁	水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	本県の積算に適用する正誤（令和2年10月1日適用）	コメント																								
第1部 漁港漁場関係工事積算 基準 第2章 工事費の積算 4節 その他 P2-1-3	(例) 当初官積算額105,000千円 請負額102,900千円 第1回変更官積算工事価格115,000千円 工 事 価 格 = $\frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700$ 千円 (落札率を乗じた額) 第1回変更設計額 = $112,700 \times (1 + 0.08) = 121,716$ 千円 第2回変更官積算工事価格105,000千円 第1回変更請負額115,500千円 工 事 価 格 = $\frac{115,500}{115,000 \times (1 + 0.08)} \times 105,000 = 97,644$ 千円 (落札率を乗じた額) 第2回変更設計額 = $97,644 \times (1 + 0.08) = 105,455.5$ 千円 第3回変更官積算工事価格110,000千円 第2回変更請負額103,950千円 工 事 価 格 = $\frac{103,950}{105,000 \times (1 + 0.08)} \times 110,000 = 100,833$ 千円 (落札率を乗じた額) 第3回変更設計額 = $100,833 \times (1 + 0.08) = 108,899.6$ 千円	(例) 当初官積算額105,000千円 請負額102,900千円 第1回変更官積算工事価格115,000千円 工 事 価 格 = $\frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700$ 千円 (落札率を乗じた額) 第1回変更設計額 = $112,700 \times (1 + 0.10) = 123,970$ 千円 第2回変更官積算工事価格105,000千円 第1回変更請負額115,500千円 工 事 価 格 = $\frac{115,500}{115,000 \times (1 + 0.10)} \times 105,000 = 95,869$ 千円 (落札率を乗じた額) 第2回変更設計額 = $95,869 \times (1 + 0.10) = 105,455.9$ 千円 第3回変更官積算工事価格110,000千円 第2回変更請負額103,950千円 工 事 価 格 = $\frac{103,950}{105,000 \times (1 + 0.10)} \times 110,000 = 99,000$ 千円 (落札率を乗じた額) 第3回変更設計額 = $99,000 \times (1 + 0.10) = 108,900$ 千円	消費税増税に伴う改定																								
第1部 漁港漁場関係工事積算 基準 第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本土工 4.1 ケーソン式 P3-4.1-45	(4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="394 643 969 772"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>2,379円</td> <td>農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td>2,907円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 5) 回航保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数 (K ^{0.1247})}] ÷ 1.08 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) ケーソンの回航保険は航海保険料を適用する。	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	2,379円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員	2,907円		(4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1209 643 1785 772"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>2,336円</td> <td>農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td>2,854円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 5) 回航保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数 (K ^{0.1247})}] ÷ 1.10 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) ケーソンの回航保険は航海保険料を適用する。	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	2,336円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員	2,854円		消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)						
職 種	乗船手当	摘 要																									
普通船員	2,379円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																									
高級船員	2,907円																										
職 種	乗船手当	摘 要																									
普通船員	2,336円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																									
高級船員	2,854円																										
第1部 漁港漁場関係工事積算 基準 第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 P5-1-8	(6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="394 951 969 1080"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船 団 長</td> <td>2,907円</td> <td>農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>2,379円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	乗船手当	摘 要	船 団 長	2,907円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員			普通船員	2,379円		(6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1209 951 1785 1080"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船 団 長</td> <td>2,854円</td> <td>農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>2,336円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	乗船手当	摘 要	船 団 長	2,854円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員			普通船員	2,336円		消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)
職 種	乗船手当	摘 要																									
船 団 長	2,907円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																									
高級船員																											
普通船員	2,379円																										
職 種	乗船手当	摘 要																									
船 団 長	2,854円	農林水産省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																									
高級船員																											
普通船員	2,336円																										
P5-1-10	(2) 保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.08 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て)	(2) 保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.10 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て)	消費税増税に伴う改定																								
P5-1-11	(2) 保険料の算出 ①排砂管設備 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.08 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。	(2) 保険料の算出 ①排砂管設備 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.10 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。	消費税増税に伴う改定																								

掲 載 頁	水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	本県の積算に適用する正誤（令和2年10月1日適用）	コメント																																																																		
P5 1 13	<p>(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。</p> <p>(a) 宿泊を要しない場合（普通日額旅費）</p> <table border="1" data-bbox="392 338 1008 555"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">職 種</th> </tr> <tr> <th>普通日額旅費</th> <th>普通日額旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合</td> <td>546円</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合</td> <td>833円</td> <td>731円</td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)</td> <td>1,101円</td> <td>972円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(b) 宿泊を要する場合（日当）</p> <table border="1" data-bbox="392 619 1070 703"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>2,037円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,574円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道12.5km未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の1/2とする。</p> <p>②宿泊費</p> <table border="1" data-bbox="392 767 1070 852"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>10,092円</td> <td>9,074円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>8,055円</td> <td>7,222円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替え、船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p>	区 分	職 種		普通日額旅費	普通日額旅費	行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	546円	490円	行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	833円	731円	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	1,101円	972円	職 種	日 当	摘 要	船団長・高級船員	2,037円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	1,574円	職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要	船団長・高級船員	10,092円	9,074円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	8,055円	7,222円	<p>(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。</p> <p>(a) 宿泊を要しない場合（普通日額旅費）</p> <table border="1" data-bbox="1216 338 1832 555"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">職 種</th> </tr> <tr> <th>普通日額旅費</th> <th>普通日額旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合</td> <td>536円</td> <td>481円</td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合</td> <td>818円</td> <td>718円</td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)</td> <td>1,081円</td> <td>954円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(b) 宿泊を要する場合（日当）</p> <table border="1" data-bbox="1216 619 1895 703"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,545円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道12.5km未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の1/2とする。</p> <p>②宿泊費</p> <table border="1" data-bbox="1216 767 1895 852"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>9,909円</td> <td>8,909円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>7,909円</td> <td>7,090円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替え、船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p>	区 分	職 種		普通日額旅費	普通日額旅費	行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	536円	481円	行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	818円	718円	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	1,081円	954円	職 種	日 当	摘 要	船団長・高級船員	2,000円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	1,545円	職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要	船団長・高級船員	9,909円	8,909円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	7,909円	7,090円	消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)
区 分	職 種																																																																				
	普通日額旅費	普通日額旅費																																																																			
行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	546円	490円																																																																			
行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	833円	731円																																																																			
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	1,101円	972円																																																																			
職 種	日 当	摘 要																																																																			
船団長・高級船員	2,037円	金額は、消費税を含まない額である。																																																																			
普通船員	1,574円																																																																				
職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要																																																																		
船団長・高級船員	10,092円	9,074円	金額は、消費税を含まない額である。																																																																		
普通船員	8,055円	7,222円																																																																			
区 分	職 種																																																																				
	普通日額旅費	普通日額旅費																																																																			
行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	536円	481円																																																																			
行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	818円	718円																																																																			
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	1,081円	954円																																																																			
職 種	日 当	摘 要																																																																			
船団長・高級船員	2,000円	金額は、消費税を含まない額である。																																																																			
普通船員	1,545円																																																																				
職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要																																																																		
船団長・高級船員	9,909円	8,909円	金額は、消費税を含まない額である。																																																																		
普通船員	7,909円	7,090円																																																																			
補足資料 P5-1-(8)~(9)	<p>7. 回航費の算定における乗組員の旅費算定</p> <p>1) 上乗り以外の被回航船舶乗務員（船団長、高級船員、普通船員）の旅行日は被回航船舶乗組解除日とし、人件費（8時間単価：人件費は半日程度であっても1日分計上する）・普通日額旅費・交通費を計上し、宿泊費は計上しない。但し、移動所要日数が1日を超える場合は別途考慮する。 なお、回航における積装については、回航専門業者が行うため乗組員の基準日額は原則として計上しない</p> <p>2) 宿泊を要しない場合は、旅行日1日以内とする。 旅行日1日以内とは、出発から目的地迄の到着が、その日のうちに可能な場合とする。</p> <p>3) 宿泊を要する場合は、旅行日1日を超える場合とする。 旅行日1日を超える場合とは、旅程が長距離に亘り、出発から目的地迄の到着に必ず宿泊（車中泊）を要する場合とする。</p> <p>(例) 出 発 車中泊 目的地に到着</p>  <p>4) 交通費は消費税を含まない額を積上げる。(所要額×100/108)</p> <p>5) 交通費はシーズンに関係なく「通常期料金」とする。</p>	<p>7. 回航費の算定における乗組員の旅費算定</p> <p>1) 上乗り以外の被回航船舶乗務員（船団長、高級船員、普通船員）の旅行日は被回航船舶乗組解除日とし、人件費（8時間単価：人件費は半日程度であっても1日分計上する）・普通日額旅費・交通費を計上し、宿泊費は計上しない。但し、移動所要日数が1日を超える場合は別途考慮する。 なお、回航における積装については、回航専門業者が行うため乗組員の基準日額は原則として計上しない</p> <p>2) 宿泊を要しない場合は、旅行日1日以内とする。 旅行日1日以内とは、出発から目的地迄の到着が、その日のうちに可能な場合とする。</p> <p>3) 宿泊を要する場合は、旅行日1日を超える場合とする。 旅行日1日を超える場合とは、旅程が長距離に亘り、出発から目的地迄の到着に必ず宿泊（車中泊）を要する場合とする。</p> <p>(例) 出 発 車中泊 目的地に到着</p>  <p>4) 交通費は消費税を含まない額を積上げる。(所要額×100/110)</p> <p>5) 交通費はシーズンに関係なく「通常期料金」とする。</p>	消費税増税に伴う改定																																																																		

掲 載 頁	水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	本県の積算に適用する正誤（令和2年10月1日適用）	コメント																																																
第1部 漁港漁場関係工事積算 基準 第5章 間接工事費の施工歩掛 8節 水雷・傷害等保険料 P5-8-2	2) 保険料の算定 水雷保険料は、下式により算定する。 $\text{水雷保険料} = \left[\left\{ \text{保険料対象価格} \times \frac{\text{保険料率}(\%)}{100} \right\} \div 1.08 \right] \times \text{対象船舶の隻数}$ (〔〕は小数3位切捨て、()は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 1. 1隻の最低保険料は5,000円とする。 2. 船舶乗組員に対する船主責任を附帯させることを原則とする。	2) 保険料の算定 水雷保険料は、下式により算定する。 $\text{水雷保険料} = \left[\left\{ \text{保険料対象価格} \times \frac{\text{保険料率}(\%)}{100} \right\} \div 1.10 \right] \times \text{対象船舶の隻数}$ (〔〕は小数3位切捨て、()は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 1. 1隻の最低保険料は5,000円とする。 2. 船舶乗組員に対する船主責任を附帯させることを原則とする。	消費税増税に伴う改定																																																
P5-8-3	3-3 積算方法 1) 保険料の算定 傷害保険は、下式により算定する。 $\text{傷害保険料} = \left[\left\{ \text{保険金額} \times (\text{年間基本料率} \times \text{団体割引率} \times \text{短期率}) \right\} \div 1.08 \right] \times \text{人数}$ (()は小数6位四捨五入、()は小数1位切捨て、〔〕は小数3位切捨て、全体は小数1位切捨て)	3-3 積算方法 1) 保険料の算定 傷害保険は、下式により算定する。 $\text{傷害保険料} = \left[\left\{ \text{保険金額} \times (\text{年間基本料率} \times \text{団体割引率} \times \text{短期率}) \right\} \div 1.10 \right] \times \text{人数}$ (()は小数6位四捨五入、()は小数1位切捨て、〔〕は小数3位切捨て、全体は小数1位切捨て)	消費税増税に伴う改定																																																
第2部 その他の積算基準 第1編 設計等業務 1節 設計等業務 P1-1-5	(2) 日当 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。 計上する日当については、2分の1日当を原則とする。 <table border="1" data-bbox="383 847 976 995"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>2,407円</u></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>2,037円</u></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>1,574円</u></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (3) 宿泊費 宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。 <table border="1" data-bbox="383 1102 976 1251"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>12,129円</u></td> <td><u>10,925円</u></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>10,092円</u></td> <td><u>9,074円</u></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>8,055円</u></td> <td><u>7,222円</u></td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。	職 種	日 当	摘 要	A	<u>2,407円</u>		B	<u>2,037円</u>	C	<u>1,574円</u>	職 種	甲地方	乙地方	摘 要	A	<u>12,129円</u>	<u>10,925円</u>		B	<u>10,092円</u>	<u>9,074円</u>	C	<u>8,055円</u>	<u>7,222円</u>	(2) 日当 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。 計上する日当については、2分の1日当を原則とする。 <table border="1" data-bbox="1218 847 1812 995"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>2,363円</u></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>1,545円</u></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (3) 宿泊費 宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。 <table border="1" data-bbox="1218 1102 1812 1251"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>11,909円</u></td> <td><u>10,727円</u></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>9,909円</u></td> <td><u>8,909円</u></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>7,909円</u></td> <td><u>7,090円</u></td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。	職 種	日 当	摘 要	A	<u>2,363円</u>		B	<u>2,000円</u>	C	<u>1,545円</u>	職 種	甲地方	乙地方	摘 要	A	<u>11,909円</u>	<u>10,727円</u>		B	<u>9,909円</u>	<u>8,909円</u>	C	<u>7,909円</u>	<u>7,090円</u>	消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)
職 種	日 当	摘 要																																																	
A	<u>2,407円</u>																																																		
B	<u>2,037円</u>																																																		
C	<u>1,574円</u>																																																		
職 種	甲地方	乙地方	摘 要																																																
A	<u>12,129円</u>	<u>10,925円</u>																																																	
B	<u>10,092円</u>	<u>9,074円</u>																																																	
C	<u>8,055円</u>	<u>7,222円</u>																																																	
職 種	日 当	摘 要																																																	
A	<u>2,363円</u>																																																		
B	<u>2,000円</u>																																																		
C	<u>1,545円</u>																																																		
職 種	甲地方	乙地方	摘 要																																																
A	<u>11,909円</u>	<u>10,727円</u>																																																	
B	<u>9,909円</u>	<u>8,909円</u>																																																	
C	<u>7,909円</u>	<u>7,090円</u>																																																	

掲 載 頁	水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和2年3月）」	本県の積算に適用する正誤（令和2年10月1日適用）	コメント																																								
P1-1-6	<p>(5) 滞在日額旅費 目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="376 288 1050 472"> <thead> <tr> <th>職種 期間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td>8,509円/日</td> <td>8,509円/日</td> <td>6,861円/日</td> <td>1～29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td>7,648円/日</td> <td>7,648円/日</td> <td>6,175円/日</td> <td>30～59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>6,805円/日</td> <td>6,805円/日</td> <td>5,490円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	職種 期間	A	B	C	摘 要	30日未満	8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1～29日 29日間	30日以上60日未満	7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30～59日 30日間	60日以上	6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日		<p>(5) 滞在日額旅費 目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="1214 288 1888 472"> <thead> <tr> <th>職種 期間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td>8,354円/日</td> <td>8,354円/日</td> <td>6,736円/日</td> <td>1～29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td>7,509円/日</td> <td>7,509円/日</td> <td>6,063円/日</td> <td>30～59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>6,681円/日</td> <td>6,681円/日</td> <td>5,390円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	職種 期間	A	B	C	摘 要	30日未満	8,354円/日	8,354円/日	6,736円/日	1～29日 29日間	30日以上60日未満	7,509円/日	7,509円/日	6,063円/日	30～59日 30日間	60日以上	6,681円/日	6,681円/日	5,390円/日		<p>消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)</p>
職種 期間	A	B	C	摘 要																																							
30日未満	8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1～29日 29日間																																							
30日以上60日未満	7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30～59日 30日間																																							
60日以上	6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日																																								
職種 期間	A	B	C	摘 要																																							
30日未満	8,354円/日	8,354円/日	6,736円/日	1～29日 29日間																																							
30日以上60日未満	7,509円/日	7,509円/日	6,063円/日	30～59日 30日間																																							
60日以上	6,681円/日	6,681円/日	5,390円/日																																								

単-10

別表-4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	<u>1.31</u>	1.43	1.43	1.54	<u>1.54</u>	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	<u>1.41</u>	1.53	1.53	1.64	<u>1.64</u>	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	<u>1.56</u>	1.68	1.68	1.79	<u>1.79</u>	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	<u>1.71</u>	1.83	1.83	1.94	<u>1.94</u>	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	<u>1.81</u>	1.93	1.93	2.04	<u>2.04</u>	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	<u>1.91</u>	2.03	2.03	2.14	<u>2.14</u>	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	<u>2.06</u>	2.18	2.18	2.29	<u>2.29</u>	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	<u>2.26</u>	2.38	2.38	2.49	<u>2.49</u>	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	<u>2.51</u>	2.63	2.63	2.74	<u>2.74</u>	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]		
		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]		
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	<u>1.47</u>	1.61	<u>1.61</u>	
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.57	<u>1.57</u>	1.71	<u>1.71</u>	
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.72	<u>1.72</u>	1.86	<u>1.86</u>	
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.87	<u>1.87</u>	2.01	<u>2.01</u>	
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.97	<u>1.97</u>	2.11	<u>2.11</u>	
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	<u>2.07</u>	2.21	<u>2.21</u>	
7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.22	<u>2.22</u>	2.36	<u>2.36</u>	
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.42	<u>2.42</u>	2.56	<u>2.56</u>	
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.67	<u>2.67</u>	2.81	<u>2.81</u>	

注) 1.別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、平成21年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数(β)の算出式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

ここに、
β₀ : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数
β : 就業8時間の場合の船員供用係数
割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。
ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。

別表-4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	<u>1.32</u>	1.43	1.43	1.54	<u>1.55</u>	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	<u>1.42</u>	1.53	1.53	1.64	<u>1.65</u>	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	<u>1.57</u>	1.68	1.68	1.79	<u>1.80</u>	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	<u>1.72</u>	1.83	1.83	1.94	<u>1.95</u>	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	<u>1.82</u>	1.93	1.93	2.04	<u>2.05</u>	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	<u>1.92</u>	2.03	2.03	2.14	<u>2.15</u>	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	<u>2.07</u>	2.18	2.18	2.29	<u>2.30</u>	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	<u>2.27</u>	2.38	2.38	2.49	<u>2.50</u>	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	<u>2.52</u>	2.63	2.63	2.74	<u>2.75</u>	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]		
		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]		
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	<u>1.48</u>	1.61	<u>1.62</u>	
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.57	<u>1.58</u>	1.71	<u>1.72</u>	
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.72	<u>1.73</u>	1.86	<u>1.87</u>	
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.87	<u>1.88</u>	2.01	<u>2.02</u>	
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.97	<u>1.98</u>	2.11	<u>2.12</u>	
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	<u>2.08</u>	2.21	<u>2.22</u>	
7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.22	<u>2.23</u>	2.36	<u>2.37</u>	
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.42	<u>2.43</u>	2.56	<u>2.57</u>	
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.67	<u>2.68</u>	2.81	<u>2.82</u>	

注) 1.別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和2年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数(β)の算出式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

ここに、
β₀ : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数
β : 就業8時間の場合の船員供用係数
割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。
ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。